

平成 23 年 度

昭 島 市 特 別 会 計 予 算 大 綱

国 民 健 康 保 険 特 別 会 計

介 護 保 険 特 別 会 計

後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計

下 水 道 事 業 特 別 会 計

中 神 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計

昭 島 市

# 平成23年度国民健康保険特別会計予算大綱

## 予算編成の基本的考え方

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤を支える制度として、市民の健康と医療の確保を図る基幹的な役割を担っている。しかし、国民健康保険の被保険者は、高齢者、無職者の占める割合が高いため、医療費が高く、一方で保険税負担能力が低いという構造的な課題を抱えている。特に、高齢化の進展や医療技術の高度化などにより医療費が増加する中で、昨今の景気の大きな低迷により保険税収入が減少していることから、一層厳しい財政状況に直面している。

本市の国民健康保険特別会計については、平成14年度から赤字決算が続いており、この間、一般会計からの繰入金が増額や保険税の改定、医療費の適正化、保健事業の推進など保険財政の健全化に努めてきた。しかし、医療費の継続的な増加や医療制度改革に伴う歳入の減少などにより収支の不均衡を解消するには至らず、厳しい財政状況が続いている。

本年度の予算編成においても、厳しい財政運営が予想されることから、保険税の収納確保に対応するため、引き続き収納に係る嘱託職員の雇用や電話催告業務の委託等により、納税課と連携して一層の保険税の収納確保を図るほか、特定健康診査及び特定保健指導の受診率の向上により生活習慣病の発症や重症化を予防し医療費の抑制を図るとともに、レセプト点検などの医療費の適正化の取組に努めるものとする。

一方で、国は、平成22年5月に国民健康保険法の改正を行い、事業・財政運営の広域化を推進するため、保険者規模別の収納率の目標設定や、赤字解消の目標年次、保険税負担の平準化などを掲げた広域化等支援方針を都道府県が策定することを規定した。これは、高齢者医療制度改革後に予定されている国民健康保険事業の都道府県単位化に向けた環境整備を図る目的で実施された改正でもある。

この法改正を受けて、東京都は昨年12月に「東京都国民健康保険財政安定化支援方針」を策定し、この中で、給付に見合った適正な保険税の賦課に関する助言指導を行うことや保険者規模別の目標収納率の設定などについて定めたところである。

こうした国民健康保険の広域化や、都道府県単位化、高齢者医療制度改革など、今後予定されている国民健康保険を取り巻く大きな環境変化に対応するため、保険税負担の広域的な平準化を見据えた適正な保険税の賦課や目標収納率達成のための方策など、赤字額の縮減に向けた財政運営の健全化について、中長期的な視点も踏まえて具体的な検討を行っていく必要がある。

## 予算の内容

本年度の国民健康保険特別会計の予算規模は、11,471,500千円で前年度に比較して646,500千円(6.0%)の増となっている。この主な要因は、平成20・21年度の東京都国民健康保険団体連合会による共同事業の算定誤りにより平成22年度予算では共同事業交付金及び共同事業拠出金が大きく減額となったが、平成23年度予

算は平年度ベースに戻ることや療養給付費等交付金は過去の精算分などによる増額を見込んだものである。なお、景気の動向から社会保険等の資格喪失で国民健康保険への加入者が増加すると見込み、被保険者数については、対前年度比300人（0.9%）増の34,100人と算定するとともに、医療費である保険給付費については、前年度までの給付実績を勘案し、対前年度比2.5%増の7,795,045千円と算定した。

## 1 歳入

国民健康保険税は、加入世帯の所得の減少及び被保険者数の動向を勘案し、前年度に比較して139,743千円（5.5%）減額し、2,415,801千円を計上した。

一部負担金は、科目存置とした。

国庫支出金は、前年度に比較して18,366千円（0.8%）減額し、2,391,952千円を計上した。この内訳は、国庫負担金2,149,797千円及び国庫補助金242,155千円となっている。

療養給付費等交付金は、退職被保険者の医療費負担に係る交付金であるが、前年度に比較して173,776千円（37.2%）増額し、640,955千円を計上した。

都支出金は、前年度に比較して15,628千円（3.1%）増額し、522,086千円を計上した。この内訳は、都負担金80,867千円及び都補助金441,219千円となっている。

前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者に係る医療費を全医療保険者で財政調整をすることにより、前期高齢者の医療費負担が重い国民健康保険の保険者などに交付されるもので、前年度に比較して205,107千円（8.6%）増額し、2,594,806千円を計上した。

共同事業交付金は、高額医療費共同事業に係る交付金と保険財政共同安定化事業に係る交付金で、前年度に比較して265,534千円（28.3%）増額し、1,203,820千円を計上した。この内訳は、高額医療費共同事業交付金234,029千円及び保険財政共同安定化事業交付金969,791千円となっている。

財産収入は、科目存置とした。

繰入金は、前年度に比較して140,000千円（9.0%）増額し、1,690,001千円を計上した。この内訳は、一般会計繰入金については保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金繰入金及びその他一般会計繰入金を合わせて1,690,000千円、基金繰入金については科目存置とした。

繰越金は、科目存置とした。

諸収入は、前年度に比較して4,564千円（60.8%）増額し、12,076千円を計上した。この内訳は、延滞金、加算金及び過料5,000千円、預金利子10千円及び雑入7,066千円となっている。

## 2 歳出

総務費は、前年度に比較して26,400千円（16.5%）増額し、186,163千円を計上した。この内訳は、総務管理費119,465千円及び徴税费66,698千円となっている。

保険給付費は、被保険者数の増と最近の医療費の動向等を勘案し、前年度に比較して191,121千円（2.5%）増額し、7,795,045千円を計上した。この内訳は、療養諸費6,851,708千円、高額療養費845,297千円、移送費240千円、出産育児諸費79,800千円、葬祭費11,000千円及び結核・精神医療給付金7,000千円となっている。

介護保険納付金は、前年度に比較して66,151千円（11.8%）増額し、625,680千円を計上した。

老人保健拠出金は、老人保健事務費拠出金として、前年度に比較して20,535千円（99.6%）減額し、84千円を計上した。

共同事業拠出金は、高額医療費共同事業に係る拠出金と保険財政共同安定化事業に係る拠出金並びにそれら事業の事務費に係る拠出金で、前年度は連合会による算定誤りにより減額されたが、平成23年度予算は平年度ベースに戻るため、前年度に比較して243,006千円（23.8%）増額し、1,264,857千円を計上した。この内訳は、高額医療費共同事業医療費拠出金268,400千円、保険財政共同安定化事業医療費拠出金996,120千円及び事務費拠出金337千円となっている。

後期高齢者支援金等は、全医療保険者が後期高齢者医療制度の医療費の4割に相当する額を支援金として拠出するもので、前年度に比較して137,714千円（10.2%）増額し、1,483,410千円を計上した。

前期高齢者納付金等は、65歳から74歳までの前期高齢者に係る医療費を全医療保険者で財政調整をする経費で、前年度に比較して1,897千円（78.8%）増額し、4,305千円を計上した。

保健事業費は、健康維持増進事業並びに特定健康診査事業・特定保健指導事業の経費を見込み、前年度に比較して746千円（0.8%）増額し、97,904千円を計上した。

基金積立金は、科目存置とした。

公債費は、一時借入金利子として、前年度と同額の50千円を計上した。

諸支出金は、保険税還付金を11,000千円、返還金を科目存置とし、前年度と同額を計上した。

予備費は、前年度と同額の3,000千円を計上した。

## 平成23年度介護保険特別会計予算大綱

### 予算編成の基本的考え方

介護保険制度は、高齢化の進展に伴い増加が見込まれる高齢者介護の諸問題を社会全体で支える制度として、平成12年4月に施行され、介護予防重視型システムへの転換などいくつかの見直しを行いながら、この10年間で着実に市民生活に定着してきた。

しかし、高齢化の更なる進展に伴う要介護高齢者の増加や介護期間の長期化など、介護需要はますます増大するものと予測され、制度の持続可能性を確保することが再び重要な課題となっている。

前年度の介護保険の財政運営においては、介護需要の増加に伴う保険給付費の増大や現下の経済情勢に起因する被保険者の所得の減少に伴う保険料収入の低迷や国から交付される調整交付金の大幅な減収などにより、保険財政の収支の均衡を欠くこととなり、都の財政安定化基金の貸付けを受けることを余儀なくされた。

本年度は、平成24年度以降の第5期事業計画を策定し、その中で新たな介護保険料を定める年度にあたるが、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、安定した事業運営を維持するため、今後3箇年の事業量を見込んだ適切な保険料の算定を行うなど保険財政の健全化を図る必要がある。また、事業計画策定に当たっては、新たに実施する日常生活圏域ニーズ調査により、高齢者の日常生活圏域ごとのニーズを把握し、介護サービス内容や量を的確に反映させることが求められている。

こうした中、本年度の介護保険事業は、前年度に再構築を行った地域包括支援センターの相談窓口としての機能の充実に努め、介護サービスについては、引き続き居宅サービスと介護予防事業の充実に努めるものである。

本年度の予算編成に当たっては、前年度の保険給付費実績に基づいて、必要な保険給付費の確保を図るとともに、都からの財政安定化基金の貸付けを受けることにより収支の均衡を保ったところである。

### 予算の内容

本年度の介護保険特別会計の予算規模は、6,257,800千円で前年度に比較して303,750千円(5.1%)の増となっている。この主な要因は、前年度保険給付費実績を基礎として保険給付費を前年度比5.4%の増で見込んだことによるものである。

#### 1 歳 入

保険料(第1号被保険者の保険料)は、前年度に比較して35,272千円(2.9%)増額し、1,239,092千円を計上した。

国庫支出金は、前年度に比較して38,737千円(3.1%)増額し、1,276,442千円を計上した。この内訳は、保険給付費の国の負担割合から算出した国庫負担金1,029,310千円及び調整交付金や地域支援事業交付金などの国庫補助金247,132千円となっている。

支払基金交付金は、前年度に比較して87,780千円(5.2%)増額し、

1,790,882千円を計上した。これは、第2号被保険者の保険料として社会保険診療報酬支払基金からの法定負担割合から算出した支払基金交付金1,770,001千円及び地域支援事業への交付金20,881千円である。

都支出金は、前年度に比較して45,703千円(5.3%)増額し、912,932千円を計上した。この内訳は、保険給付費の負担割合から算出した都負担金888,190千円及び地域支援事業等に対する補助金24,742千円となっている。

財産収入は、介護保険給付事業運営基金利子及び介護従事者処遇改善臨時特例基金利子として、54千円を計上した。

繰入金は、一般会計繰入金及び基金繰入金で、前年度に比較して42,100千円(4.5%)増額し、981,600千円を計上した。一般会計繰入金は、前年度に比較して48,600千円(5.3%)増額し、963,600千円を計上した。この内訳は、保険給付費と地域支援事業に係る負担分762,243千円及び人件費・事務経費等の201,357千円となっている。また、基金繰入金は、介護報酬の引上げに伴う介護保険料の急激な上昇を緩和するため、平成21年度から平成23年度までの保険料上昇分の補てんのため、国から一括交付された介護従事者処遇改善臨時特例交付金を積み立てた介護従事者処遇改善臨時特例基金から、平成23年度分として18,000千円を繰り入れるものである。

繰越金は、科目存置とし、諸収入は2,797千円を計上した。

市債は、保険料収入と調整交付金の減収分を補てんし、収支の均衡を保つため、都からの財政安定化基金貸付金54,000千円を計上した。なお、財政安定化基金貸付金については、次期の第5期事業計画期間において第1号被保険者の保険料により返済することとなる。

## 2 歳 出

総務費は、前年度に比較して11,850千円(6.3%)増額し、201,357千円を計上した。この内訳は、総務管理費130,656千円、徴収費12,532千円及び介護認定審査会費56,879千円等である。

歳出予算の94.3%を占める保険給付費は、介護サービス費用の増加を見込み、前年度に比較して300,000千円(5.4%)増額し、5,900,000千円を計上した。この内訳は、在宅及び施設給付費としての介護サービス等諸費5,322,467千円、居宅給付が主である介護予防サービス等諸費208,875千円、高額介護サービス等費120,050千円、高額医療合算介護サービス等費13,250千円及び特定入所者介護サービス等費226,772千円等である。

財政安定化基金拠出金は、科目存置とした。

地域支援事業費は、前年度に比較して7,700千円(4.8%)減額し、152,200千円を計上した。この内訳は、介護予防事業費72,000千円及び包括的支援事業・任意事業費80,200千円となっている。

基金積立金は、54千円を計上した。

公債費は、36千円を計上し、諸支出金は、3,152千円を計上した。

予備費は、前年度と同額の1,000千円を計上した。

## 平成23年度後期高齢者医療特別会計予算大綱

### 予算編成の基本的考え方

後期高齢者医療制度は、医療給付費に対する高齢者と現役世代の負担割合が不明確であったことなどから平成20年4月に創設されたが、発足当初から制度に対する様々な意見や批判が寄せられ、低所得者の保険料負担や医療費の窓口負担の軽減の拡大など、よりよい制度とするための見直しが行われた。

後期高齢者医療制度は、2年を単位とする財政運営で行われるが、東京都後期高齢者医療広域連合の平成22・23年度の保険料の改定においては、保険料の上昇抑制策として、これまでの62区市町村による保険料軽減対策の継続や、財政安定化基金・剰余金の活用などにより、均等割額は据え置かれ、所得割も0.62ポイントの増としたところである。

また、平成21年の新政権発足に伴い、後期高齢者医療制度は廃止されることとなり、これに替わるものとして、平成22年12月20日に国の高齢者医療制度改革の「最終とりまとめ」が発表された。この中では、75歳以上の高齢者については、これまでのように入会する制度を年齢では区分せず、国民健康保険加入者は引き続き国民健康保険に、被用者保険加入者は引き続き被用者保険に入会することが骨格となっているが、今後この「最終とりまとめ」を巡って、国会を中心とした様々な論議が展開される見通しである。また、本年度は東京都後期高齢者医療広域連合の平成24・25年度の保険料の改定の年度となる。

こうした高齢者医療制度改革に関する今後の論議や国の動向を注視しながら、新たな制度に移行するまでの間、高齢者が安心して医療を受けることができるよう円滑な事業運営に努めなければならない。

本年度の予算編成に当たっては、歳入では、高齢者医療制度の円滑な運営を図るために、保険料や一般会計繰入金などを計上した。歳出では、東京都後期高齢者医療広域連合に支出する療養給付費負担金、保険料負担金、保険基盤安定負担金等のほか、保険料の軽減措置に係る特別対策費等を含めた広域連合納付金を計上するなど、必要な経費を見積もるとともに、事業運営に要する経費の縮減などにも配慮したところである。

### 予算の内容

本年度の後期高齢者医療特別会計の予算規模は、1,669,520千円で前年度に比較して75,756千円（4.8%）の増となっている。この主な要因は、被保険者数について対前年度比300人（3.1%）増の10,000人と算定したことによるものである。

また、医療費の給付や保険料の賦課等については、東京都後期高齢者医療広域連合が行うこととされており、本予算はこの広域連合が行う事務を除いた受付事務、保険料徴収事務や保健事業等の経費を計上するとともに、後期高齢者医療保険料や繰入金、広域連合納付金など主要な予算については、東京都後期高齢者医療広域連合の積算値を基本に計上したものである。

## 1 歳入

後期高齢者医療保険料は、被保険者数の増を勘案し、前年度に比較して28,492千円(4.3%)増額し、685,275千円を計上した。

広域連合支出金は、東京都後期高齢者医療広域連合から健康診査事業等の委託金として交付されるもので、前年度に比較して736千円(1.5%)減額し、48,230千円を計上した。

繰入金は、前年度に比較して48,000千円(5.4%)増額し、936,000千円を計上した。この内訳は、療養給付費繰入金649,829千円、保険料軽減措置に伴う保険基盤安定繰入金119,542千円及び事務費等繰入金166,629千円となっている。

繰越金は、科目存置とした。

諸収入は、14千円を計上した。この内訳は、延滞金、還付加算金、保険料未収金補てん分負担金償還金及び雑入となっており、それぞれ科目存置とするとともに市預金利子については10千円を計上した。

## 2 歳出

総務費は、前年度に比較して11,221千円(21.9%)減額し、39,989千円を計上した。この内訳は、職員の給料等の総務管理費30,070千円及び保険料の徴収費9,919千円である。

広域連合納付金は、前年度に比較して85,614千円(5.8%)増額し、1,561,925千円を計上した。この内訳は、医療給付費の定率(1/12)負担分である療養給付費負担金649,829千円、被保険者の保険料相当分の保険料負担金685,275千円、低所得者の保険料軽減分である保険基盤安定負担金119,542千円、事務費負担金33,195千円及び保険料軽減措置負担金74,083千円等となっている。なお、この保険料軽減措置負担金は、東京都後期高齢者医療広域連合が前年度に引き続き実施する保険料軽減対策に伴うもので、この内訳は、審査支払手数料分25,433千円、財政安定化基金拠出金分7,185千円、保険料未収金補てん分13,985千円、保険料所得割額減額分890千円及び葬祭費負担金26,590千円となっている。

保健等事業費は、62,605千円を計上した。この内容は、脳ドック利用補助事業費を含む保健事業費35,605千円及び葬祭費27,000千円である。

諸支出金は、保険料還付金として、前年度と同額の2,000千円を計上するとともに一般会計繰出金の科目を新設し、科目存置とした。

予備費は、前年度と同額の3,000千円を計上した。

# 平成23年度下水道事業特別会計予算大綱

## 予算編成の基本的考え方

公共下水道は、健康で快適な市民生活を営むうえで欠くことのできない都市の基盤となる施設であるとともに、豊かな緑と豊富な地下水に恵まれた昭島市の環境と市民生活を次の世代に伝えていくためにも不可欠なものである。本市の下水道事業は、市内全域における污水管整備をほぼ達成したものの、雨水管整備については毎年市内の一部で浸水被害なども発生しており、早期の幹線管渠の整備とともに枝線の面的整備が期待されている。

このため、本年度の予算編成に当たっては、「昭島市下水道総合計画」に基づき下水道事業の計画的な整備や維持管理等を行うことを基本としながら、下水道の普及により快適に暮らせる生活環境の維持・向上を目指し、優先する雨水管整備や郷地ポンプ場などの施設の耐震化及び国道16号拡幅関連事業を進めることを基本とした。

主な事業としては、前年度に引き続き、実施計画に基づき社会資本整備総合交付金の対象となる「主要雨水管整備」、「郷地ポンプ場耐震・改築更新工事委託」及び「管渠耐震化工事委託」を継続し、震災時における下水道機能の確保に努めるとともに、国道16号拡幅事業に伴う雨水管及び污水管の整備を実施するものとした。

歳入については、根幹をなす下水道使用料収入について、使用料単価の高い大口使用者の使用量の状況などから減少傾向にあるため、前年度同様一定の減額予算とした。

## 予算の内容

本年度の下水道事業特別会計の予算規模は、3,035,328千円で前年度に比較して324,071千円(9.6%)減となっている。

### 1 歳入

歳入の特徴としては、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、都支出金、繰入金及び市債の減又は繰越金の増等であり、主な歳入は次のとおりである。

分担金及び負担金は、残堀川第3排水区枝線工事に伴う福生市からの負担金等で、本年度は工事量の減少から、前年度に比較して86,295千円(94.5%)を減額し、4,991千円を計上した。

使用料及び手数料は、下水道使用量の減少傾向が続いているため、前年度に比較して11,666千円(0.7%)減額し、1,669,149千円を計上した。

国庫支出金は、雨水管の築造工事等に係る社会資本整備総合交付金であり、対象工事の事業費が減少することから、前年度に比較して88,000千円(24.1%)減額し、277,500千円を計上した。

都支出金は、国庫支出金の社会資本整備総合交付金の対象事業に連動する補

助金であり、前年度に比較して4,400千円(24.1%)減額し、13,876千円を計上した。

繰入金は、一般会計繰入金として、前年度に比較して12,000千円(2.4%)減額し、480,000千円を計上した。

繰越金は、前々年度の決算額を踏まえ、前年度に比較して10,000千円(100.0%)増額し、20,000千円を計上した。

市債は、流域下水道債が増加したものの公共下水道整備事業費の減などにより公共下水道債が減少したことなどから、前年度に比較して131,700千円(18.8%)減額し、569,800千円を計上した。

## 2 歳出

歳出については、主に雨水管及び污水管整備に要する事業費と、污水处理等に係る維持管理経費であり、主な歳出は次のとおりである。

総務費は、職員人件費である共済費の増があるものの、委託事業の減などから、前年度に比較して8,133千円(3.5%)減額し、224,883千円を計上した。この内訳は、人件費102,595千円、下水道使用料徴収委託料74,344千円及び公課費42,653千円等となっている。

事業費は、雨水管・污水管の整備及び耐震化事業として、前年度に比較して206,932千円(10.9%)減額し、1,697,405千円を計上した。この内訳は、管渠維持費979,480千円、管渠建設費644,519千円及び流域下水道費73,406千円となっている。

公債費は、昭和55年度に7.5%で借り入れた下水道債の償還が終了したことなどにより、前年度に比較して109,006千円(8.9%)減額し、1,110,040千円を計上した。この内訳は、元金償還額868,512千円及び利子償還額241,528千円となっている。

### 主要な施策

東部2号幹線ほか1路線築造工事については、前年度からの継続事業であり、23年度は、市道昭島12号(幹線)及び市道昭島9号(枝線)の雨水管について実施する。

残堀川第3排水区枝線工事については、前年度までに幹線管路部分の工事が完了したことから、23年度は、浸水被害の多い枝線部分について実施する。

郷地ポンプ場施設の耐震補強及び設備の改築更新事業については、2箇年の継続事業の2年目として、郷地ポンプ場耐震・改築更新工事委託を実施する。

国道16号拡幅工事に伴い、国道16号污水管理設工事委託及び西部第1排水区枝線工事委託を実施する。

震災時における下水道機能の確保を図るため、23年度についても管渠耐震化工事委託を実施する。

# 平成23年度中神土地区画整理事業特別会計予算大綱

## 予算編成の基本的考え方

昭島都市計画中神土地区画整理事業第二工区は、昭島都市計画中神土地区画整理事業調査会で合意された「基本計画」に基づき、「すみよいまちづくり」に向け、第二工区を駅前・北・西の三つのブロックに分割し、現在、駅前ブロックの事業を施行している。

平成23年度においても引き続き、道路等の公共施設整備のため、街区・画地への建築物・工作物を収める移転補償を重点に置き、市街地の造成を図るとともに、第二工区駅前ブロック内の区画道路の築造工事を行い、平成22年度に完成した都市計画道路3・5・4号との交通動線を確保するため、狭隘により交通の支障となっている西ブロック内の市道昭島10号の拡幅整備事業を行う。

一方、駅前ブロック完了後の円滑な事業展開を図るため、平成22年度に引き続き北ブロックを中心とした事業用地の取得を進めていく。

本年度の予算編成に当たっては、駅前ブロック事業、市道昭島10号整備事業及び減歩緩和のための事業用地の取得事業に重点を置くものとした。

## 予算の内容

本年度の中神土地区画整理事業特別会計の予算規模は630,504千円で、前年度に比較して66,000千円(9.5%)の減となっている。この主な要因は、都市計画道路3・5・4号整備事業が完了したことなどによるものである。

### 1 歳入

使用料及び手数料は、前年度と同額の2,500千円を計上した。

国庫支出金は、社会資本整備総合交付金として、前年度と同額の50,000千円を計上した。

都支出金は、前年度に比較して29,000千円(53.7%)減額し、25,001千円を計上した。この要因は、都市計画道路3・5・4号整備事業の終了に伴う土地区画整理事業補助金の減などによるものである。

繰入金は、一般会計繰入金として、前年度に比較して37,000千円(7.6%)減額し、453,000千円を計上した。

保留地処分金は、前年度と同額の100,000千円を計上した。

繰越金は、科目存置とした。

諸収入は、市預金利子及び雑入として、2千円を計上した。

### 2 歳出

総務費は、前年度に比較して740千円(0.6%)増額し、118,599千円を計上した。この要因は、任期満了に伴う第二工区審議会委員選挙費の計上などによるものである。

事業費は、北ブロック事業準備のための事業用地取得費などであり、前年

度に比較して66,740千円(11.6%)減額し、509,870千円を計上した。この内訳は、調査設計費27,660千円、工事費18,030千円、事業用地取得費197,680千円及び補償費266,500千円となっている。なお、調査設計費には、第三工区測量図面電子化業務委託費として、15,000千円を計上した。

公債費は、一時借入金利子として、前年度と同額の35千円を計上した。

予備費は、前年度と同額の2,000千円を計上した。

#### 主要な施策

第二工区駅前ブロック事業については、引き続き早期完了に向け、建築物等の移転を行うとともに、区画道路等の整備を行う。また、区画整理事業との整合性を図る中で、平成22年度に完成した都市計画道路3・5・4号と接道する市道昭島10号について、狭隘による交通の支障を改善するため事業用地の取得に努めるとともに道路整備の推進を図り、第二工区内の幹線道路のネットワーク化を目指す。併せて、駅前ブロック完了後の円滑な事業展開を図るため、北ブロックを中心とした事業用地の取得を進める。

また、今後、第三工区内の経年による建物の建替え等による区画道路の線形等の位置出しの要望が多く見込まれることから、測量図面電子化業務を実施する。